

2019-10-14
科研基盤S報告会@NII

議論班

課税裁判の判例分析

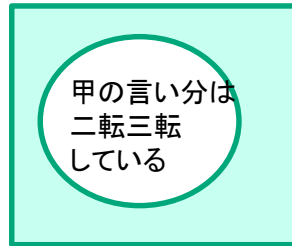
新田克己

国立情報学研究所、産業技術総合研究所

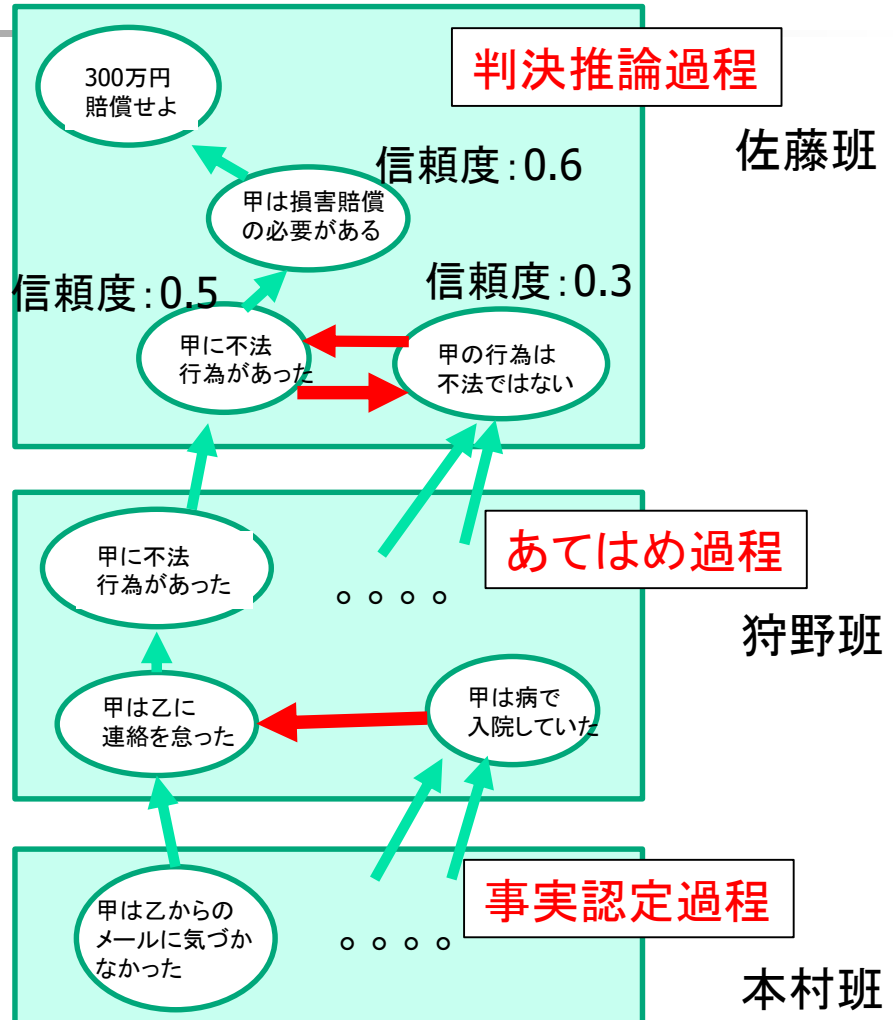
議論班の位置づけ(プロジェクト開始前)

意思決定の
視覚化と支援

判決文の
作成支援



裁判官の価値観、
裁判員の議論結果





1. はじめに



1. 1 判決の分析とは



判決の構造

- 主文
- 事実
 - 原告の主張
 - 1, 2, 3, 。。
 - 被告の主張
 - 1, 2, 3, 。。
- 理由
 - 1, 2, 3, 。。。



判決文の分析の目的

- 単一の判決文の分析
 - 判決文の論理の明確化
 - 原告と被告の論理
 - 裁判官の判断
- 判決文のグループの分析
 - 判決傾向の分析



1. 2 判例記述の先行研究

HYPO/CATO

(1987) (1997)



HYPO/CATOによる判例記述

Factor＝事件の特徴を表す命題

トレードシークレット法のFactor例

- F1: 原告は交渉中の製品情報の開示(d)
- F2: 被告は従業員を引き抜きに金を支払った(p)
- F3: 被告が当該製品の唯一の開発者(d)
- F4: 被告は情報の非公開に同意した(p)
- F5: 非公開の同意は情報のどの部分かが不明確(d)
- F6: 原告は情報漏れの努力をしていた(p)

....

HYP0: Factorによる判例記述

レストランのオーナーのMasonはJack Danielウィスキーや7Upなどをミックスした飲み物を開発し、Lynchburg Lemonadeと名付けて売り出した。Masonはその調合法をバーテンダーだけに教えたが、彼らにはその調合法に口外しないように命じており、調合は客から見えないところで行われた。

その飲み物は非常に好評だったが、他の誰も同じものを作っていなかった。ただし、専門家によると、複製は容易だったろうとのことであった。

酒製造業者のRandleはこのレストランでLynchburg Lemonadeを飲んだ。Masonによると、Masonと彼のバンドを販売促進に使うことを約束したので、Masonは調合法の一部をRandleに教えた。Randleはその調合法が秘密であるという印象を持ったと回想した。

1年後にその酒製造業者は、その調合によるドリンクのキャンペーンを行ったが、Masonは呼ばれなかったし、補償も受けなかった。

F6(p): 安全対策をした

F15(p): 類似物なし

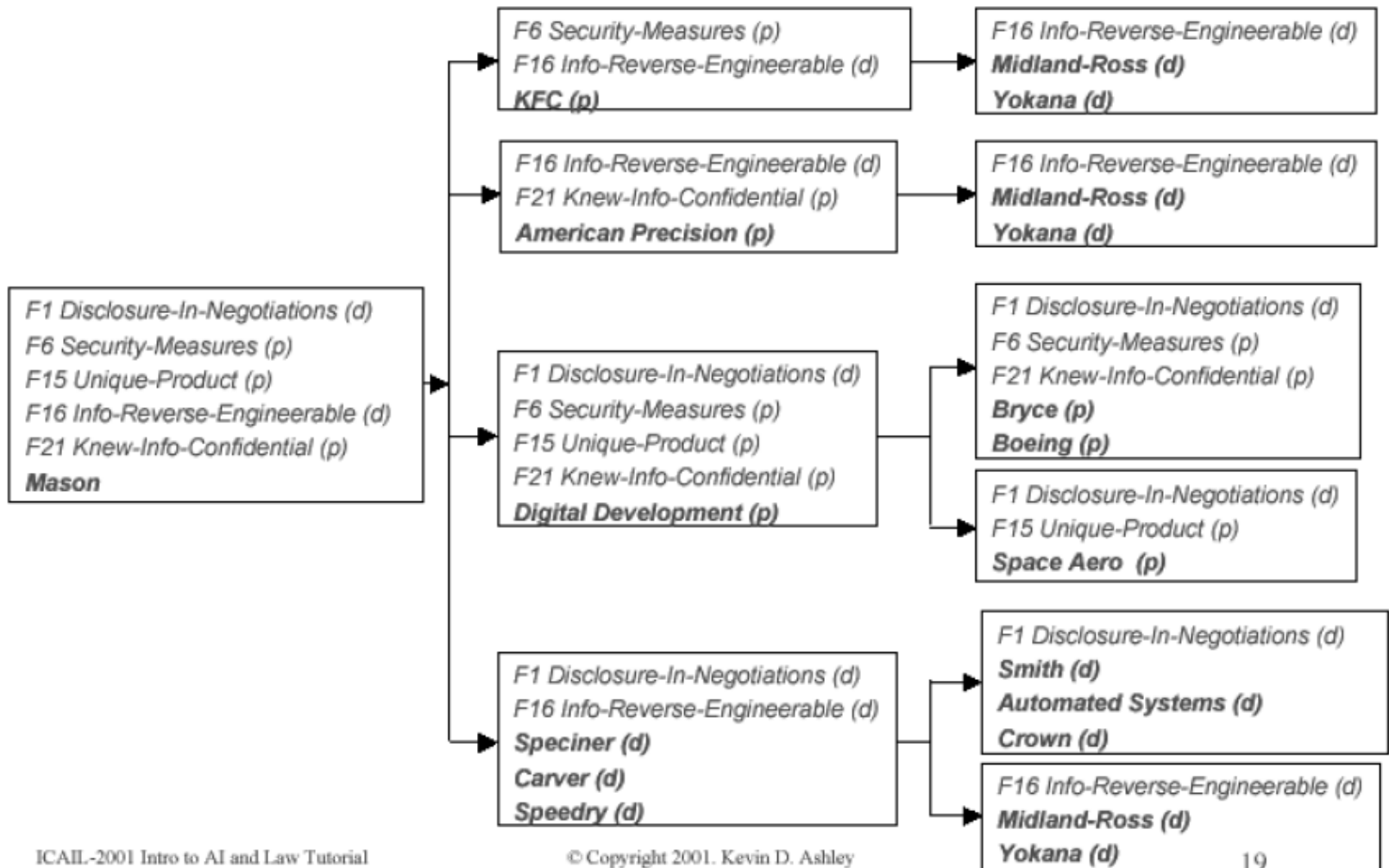
F16(d): 解析可能な情報

F1(d): 公開の交渉中であつた

F21(p): 秘密情報であることは知っていた

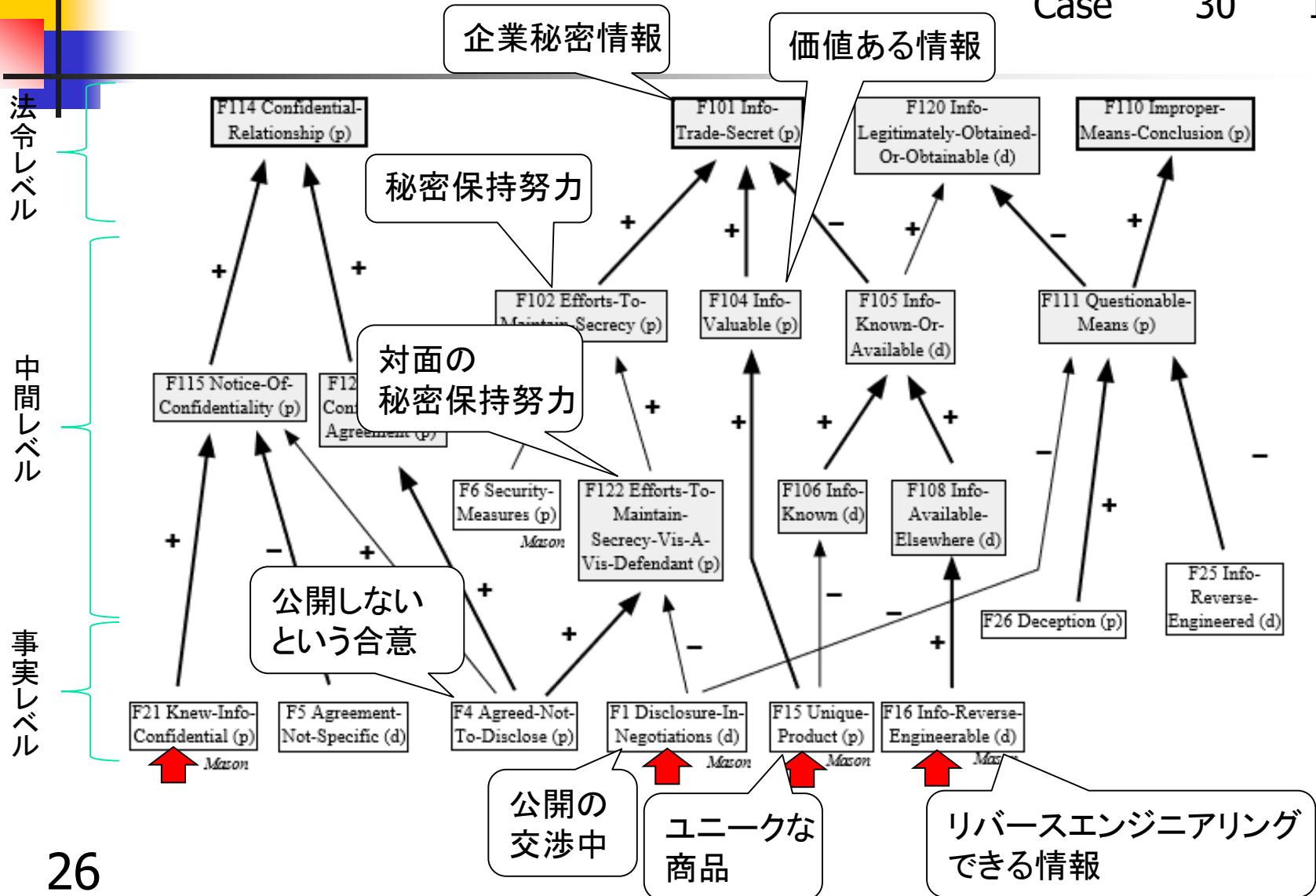
p: 原告有利
d: 被告有利

HYP0: Factorによる類似判断



CATOのファクタ階層

	HYPO	CATO
Factor	13	42
Case	30	147





1.3 研究目的



研究目的

- HYPO/CATO 原告と被告の論争のみ。

対立点は記述しているが裁判官の
判断理由は記述できていない

- そこで、裁判官の判断理由をも記述できるようにしたい

→ 「議論フレームワーク」から

「価値ベースの議論フレームワーク」へ



2. 課税判例の紹介

課税事件に関する21判例

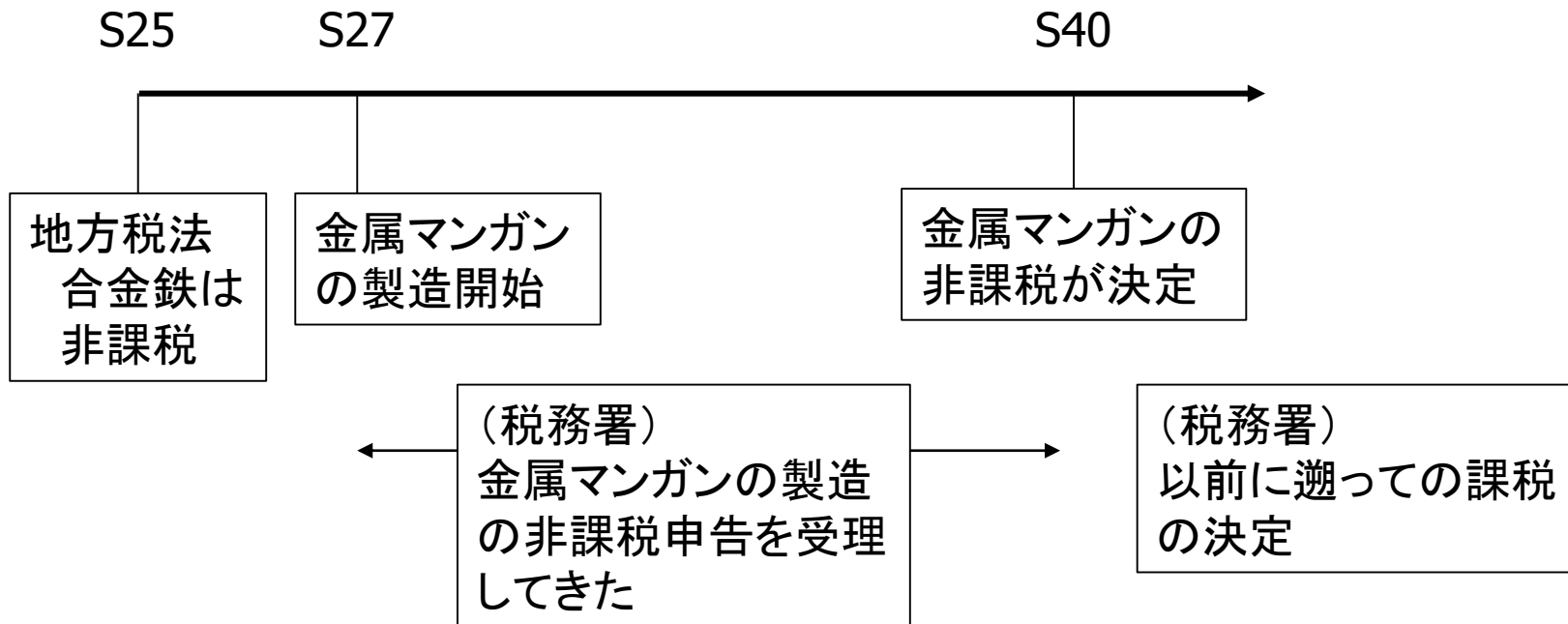
固定資産税事件	地裁	○
	高裁	×
電気ガス税事件	地裁	○
	高裁	×
	最高裁	×
信号用品課税事件	地裁	×
	高裁	×
パチンコ課税事件	地裁	×
	高裁	×
	最高裁	×
税務相談事件	地裁	×

ストックオプション 事件	地裁	○
	高裁	×
	最高裁	○
青色申告事件	地裁	○
	高裁	○
	最高裁	×
	高裁	×
市販の出版物事件	地裁	×
	高裁	○
	最高裁	×

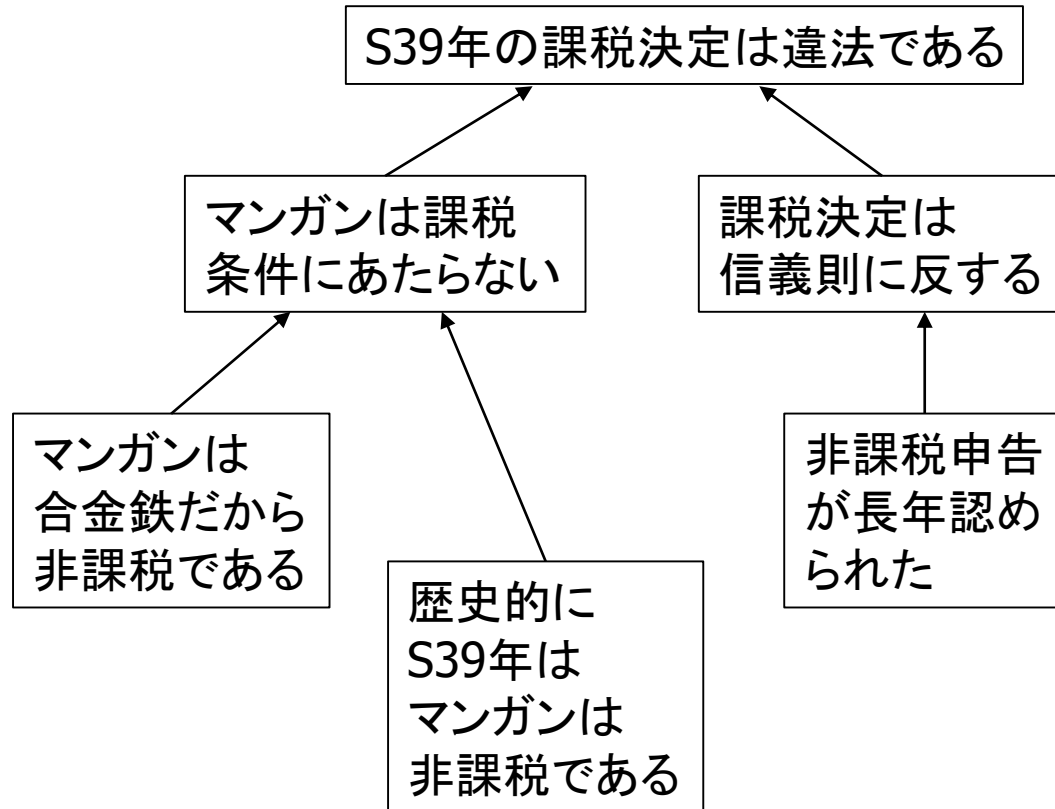
○：納税者(原告)勝訴、

×：課税庁(被告)勝訴

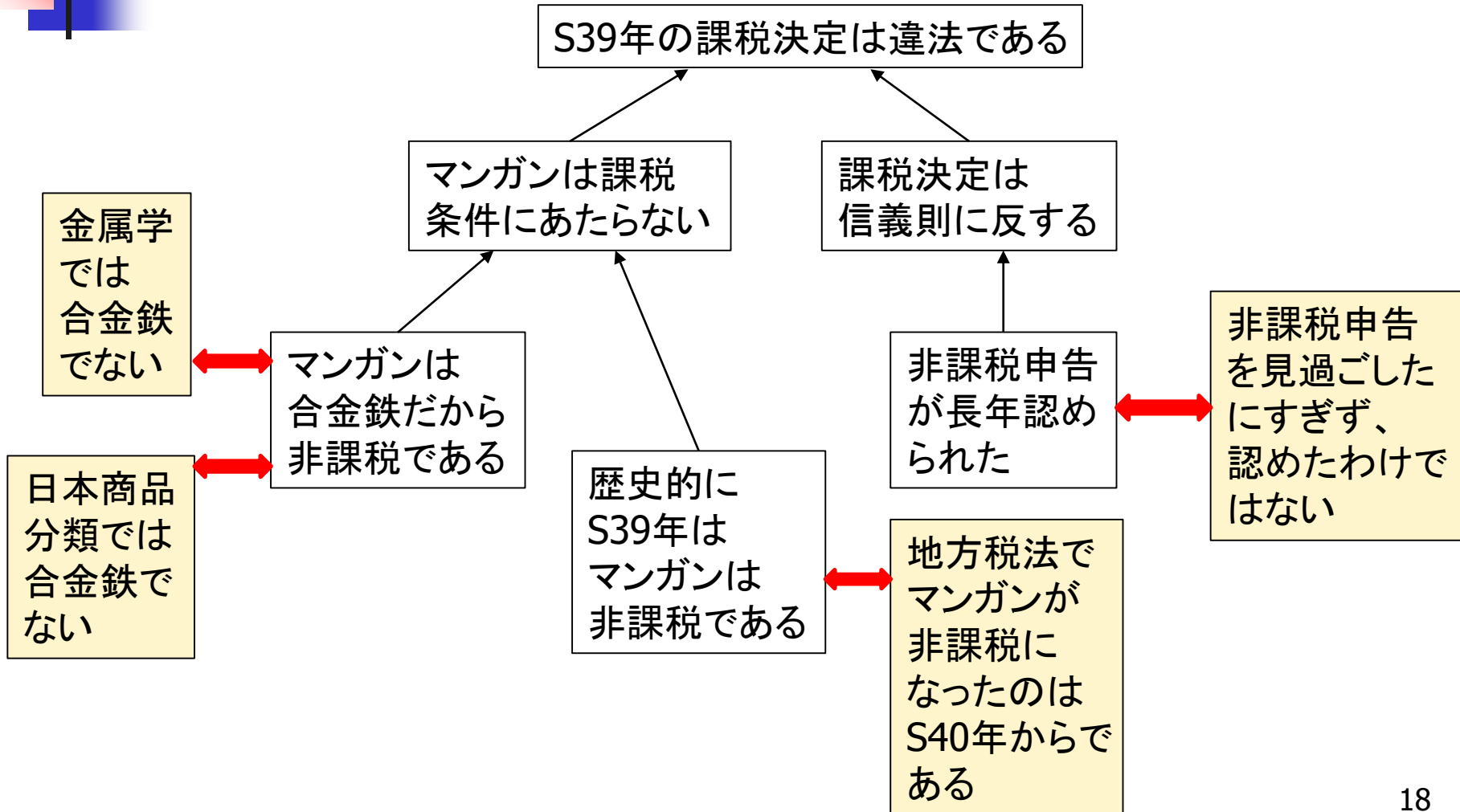
電気ガス税事件



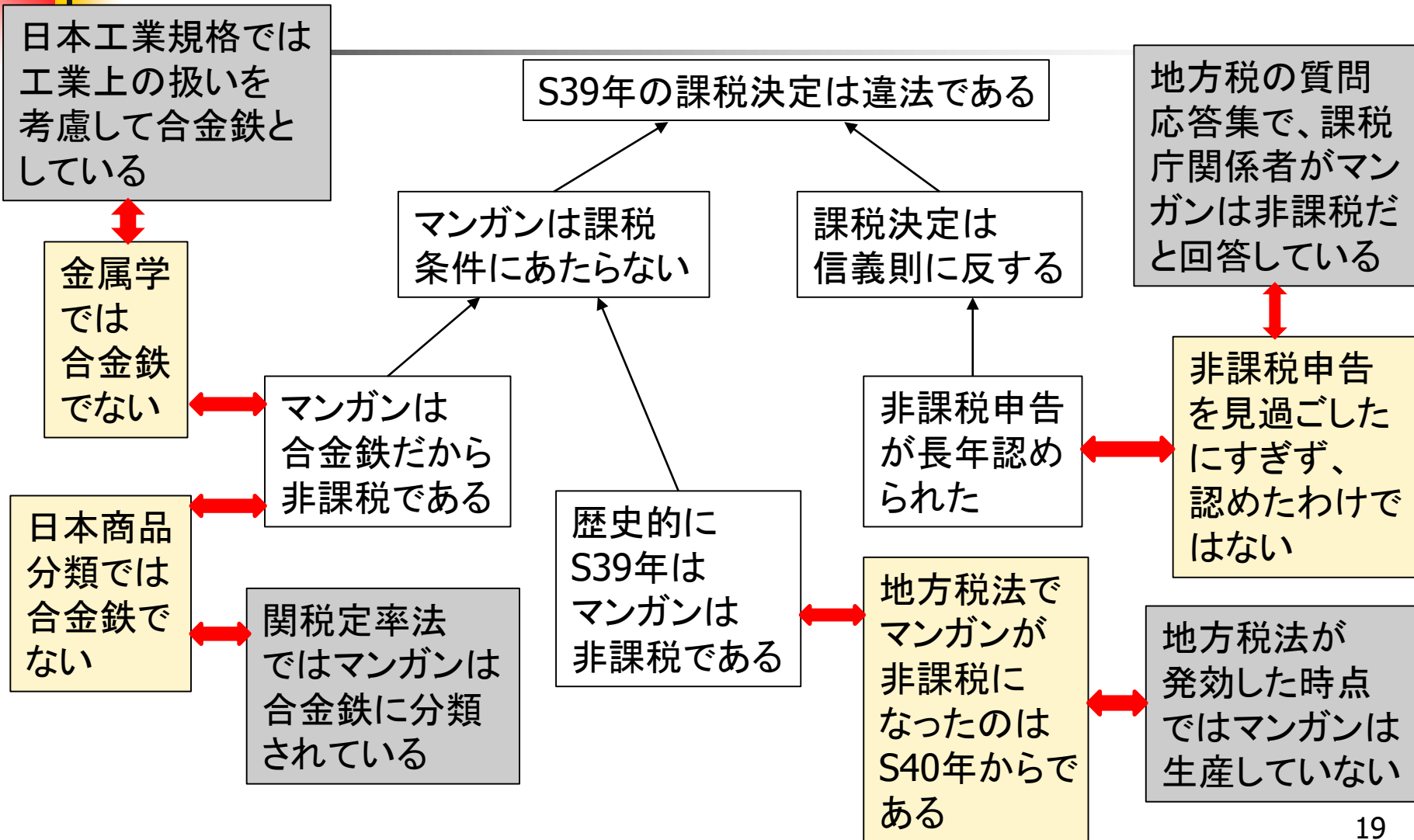
電気ガス税事件：原告の主張



電気ガス税事件：被告の反論



電気ガス税事件：原告の再反論

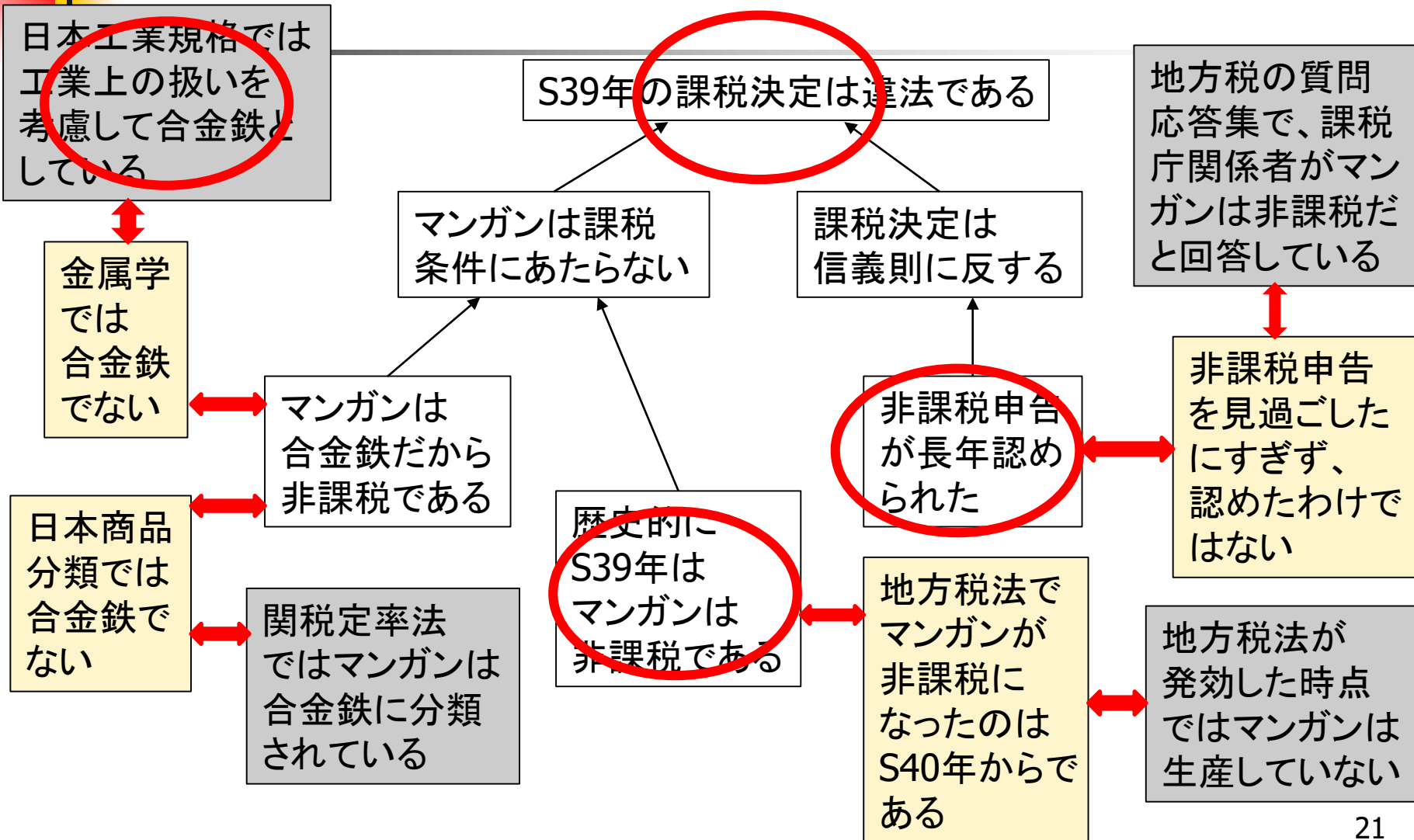




地裁

2 本件賦課は、右1の事実状態と信頼を破壊し、長年培われた平地に波乱を生ぜしめるもので著るしく原告の利益を損うものであるから、その決定は、合理的理由に基づき、かつ、慎重になされなければならない、これを欠く場合は信義則上違法であると解さなければならない。

電気ガス税事件：地裁の判断



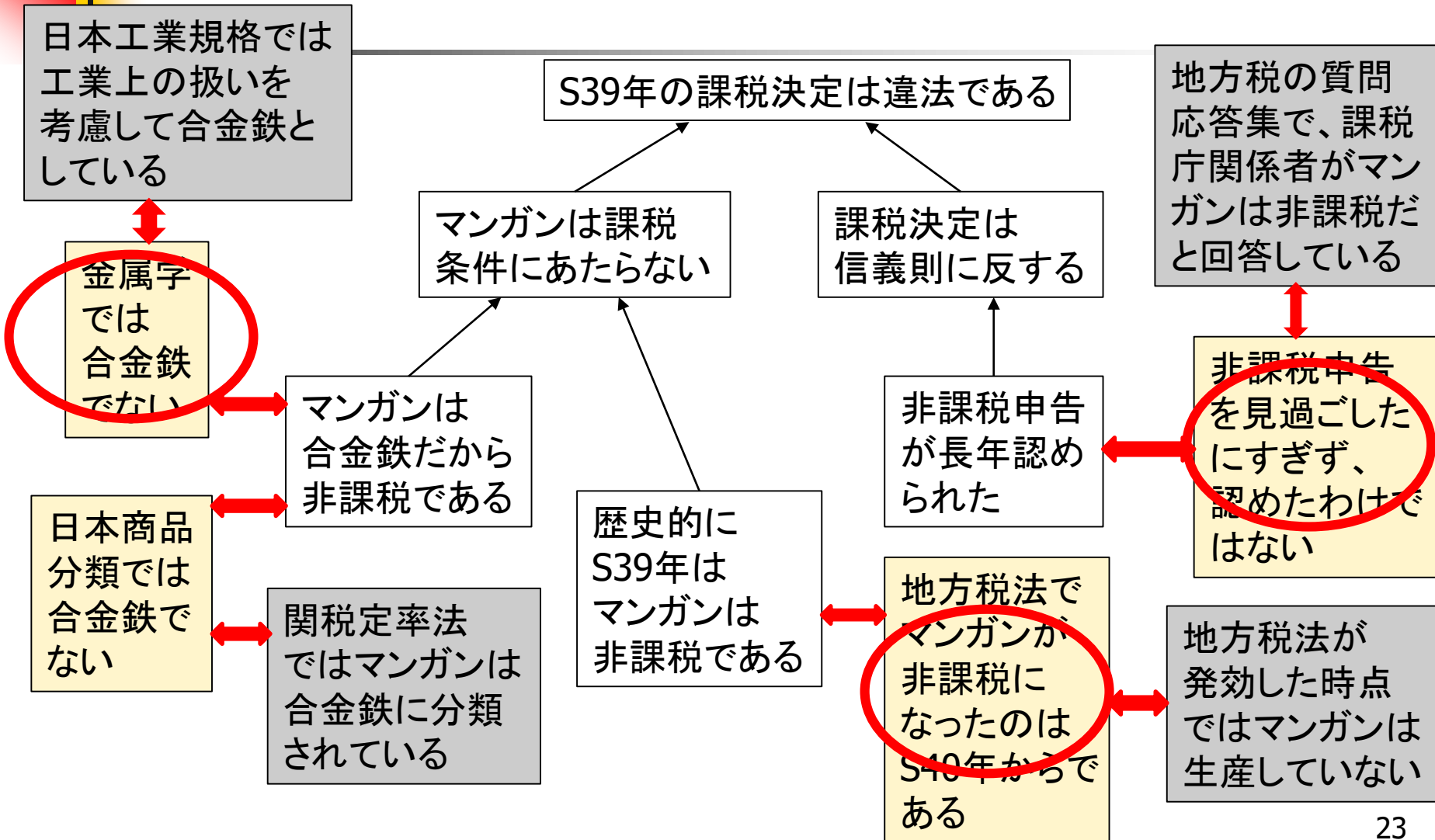


高裁

三 被控訴人は、本件賦課決定は禁反言の法理又は信義則に違反し、違法である旨主張する。

しかし、本来契約当事者のような特殊な法律関係によつて結ばれている者の間で機能する禁反言の法理ないし信義則がそのまま公法上の権力関係としての性格の濃い租税の賦課決定の分野にも適用されると解することについては疑間の余地があるのみならず、右の適用が肯定されるとしても、かかる法理ないし原則は実質的に相対立する利益双互の調整を目的として本来法規上許されるべき権利の行使を仰制するものであるから、その適用は厳格、慎重になされなければならない。

電気ガス税事件：高裁の判断





3. 価値判断の導入

法的トポス



法的トポスとは

法的トポス＝法が保護する基本的な法的価値（法格言）
トポイカタログ＝法的価値群

※ 法的トポスの例[Struck 71]

- t3: 例外は厳格に解釈されなければならない。
- t22: 法は平等でなければならない
- t39: 信頼は保護に値する。
- t46: 極めて不幸な場合には例外が許される。
- t47: 法においては明確に定められたことのみが適切である。
- t57: 法は目的合理性であることを必要とする
- t63: 法は適法的正義（法的安定性）を必要とする



法的トポス(法的価値判断)

手続的正義

恣意性の排除
手続の適切性
規範の明確性
社会通念

。。。

実体的正義

公平・中立
平等
経済的利益

。。。

適法的正義

(法的安定性)
判断の一貫性
合法性
例外は厳格に

。。。

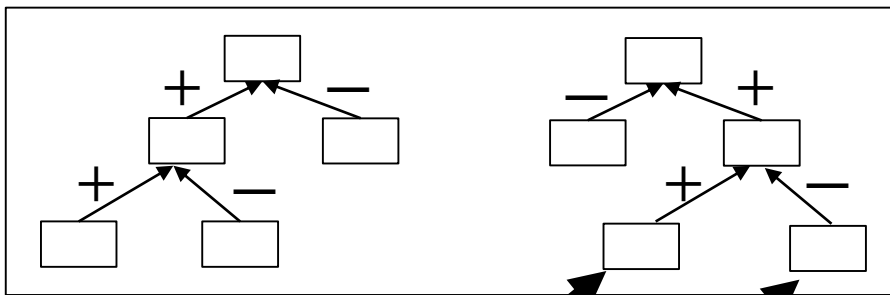
個別的正義

目的合理性
信頼の保護
不幸なときは
例外を許容

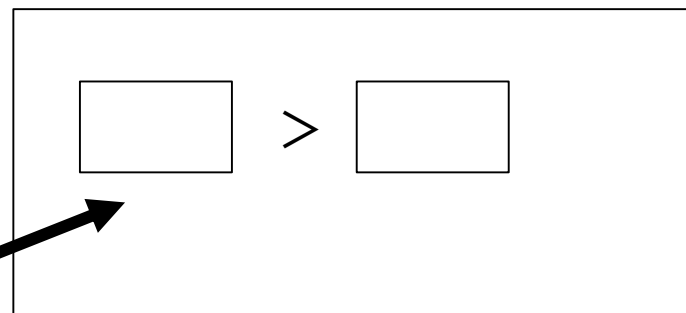
。。。

価値判断が対立するとき、どれを優先するか
個々の裁判官の価値判断
最高裁の判断
裁判の動向
法学の学説

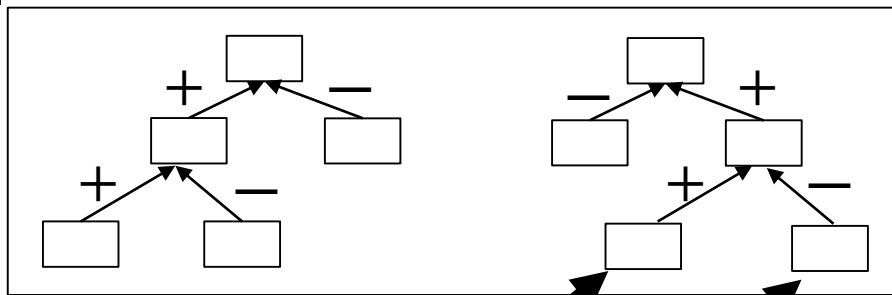
Factorと法的トポスと判決文



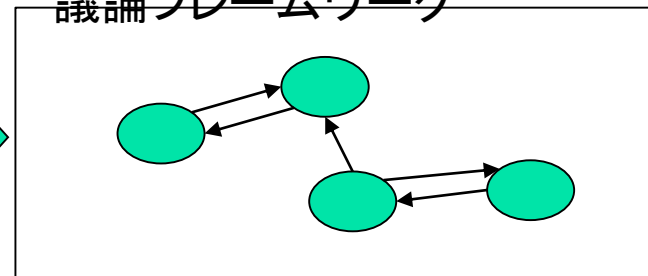
- 判決文
- 主文
 - 判決理由
 - 原告の主張
 - 1
 - 2
 - 被告の主張
 - 1
 - 2
 - 裁判官の判断
 - 1
 - 2



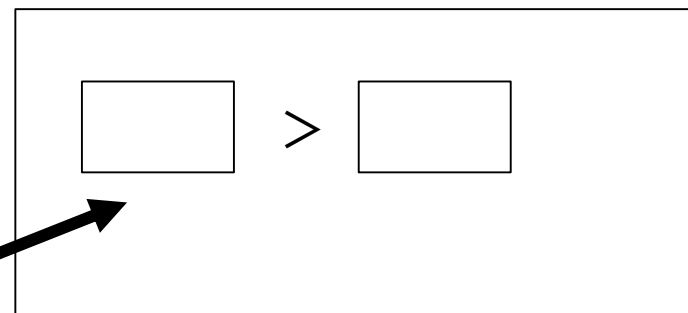
Factorと法的トポスと判決文



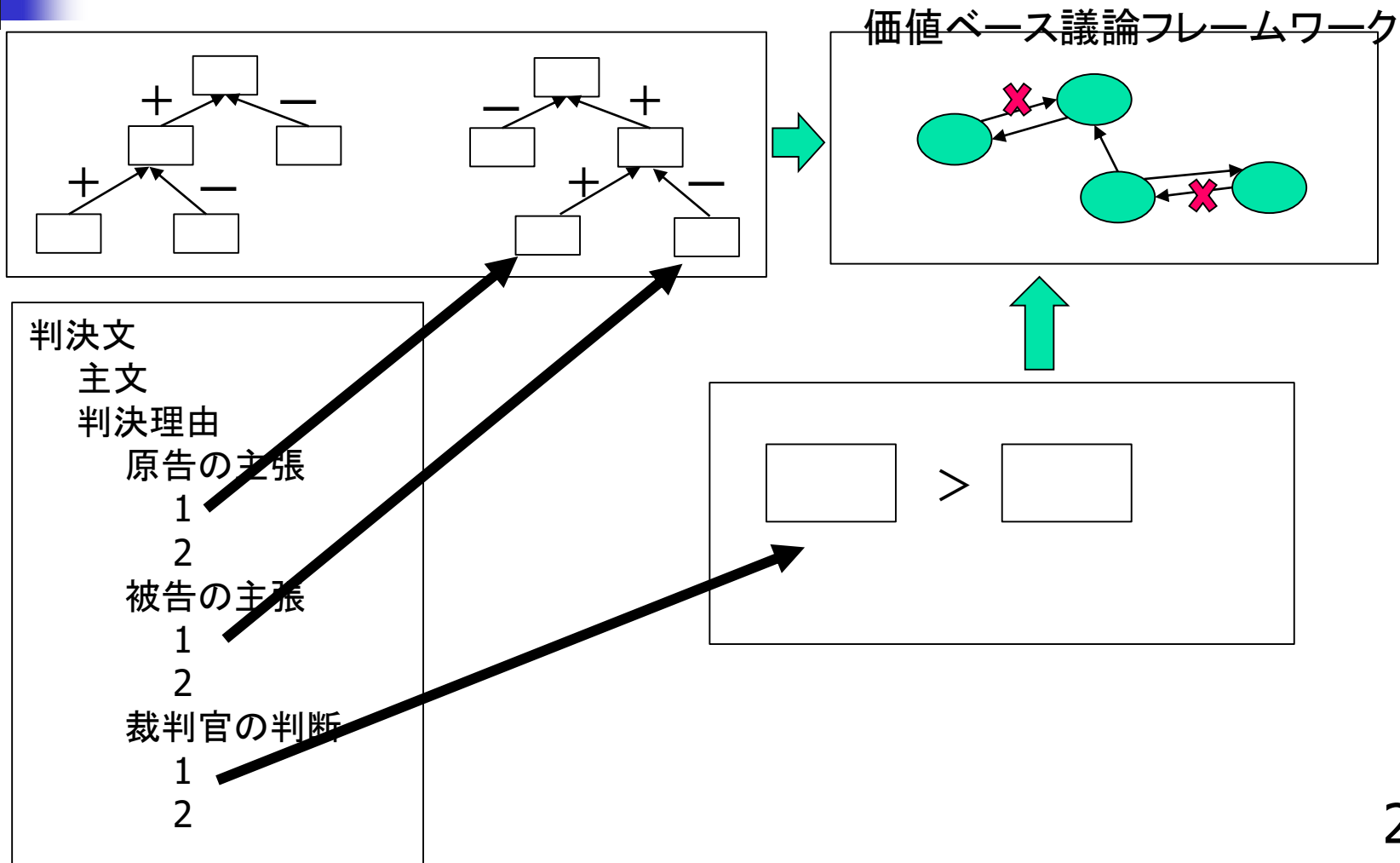
議論フレームワーク

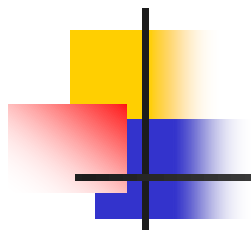


- 判決文
- 主文
 - 判決理由
 - 原告の主張
 - 1
 - 2
 - 被告の主張
 - 1
 - 2
 - 裁判官の判断
 - 1
 - 2



Factorと法的トポスと判決文





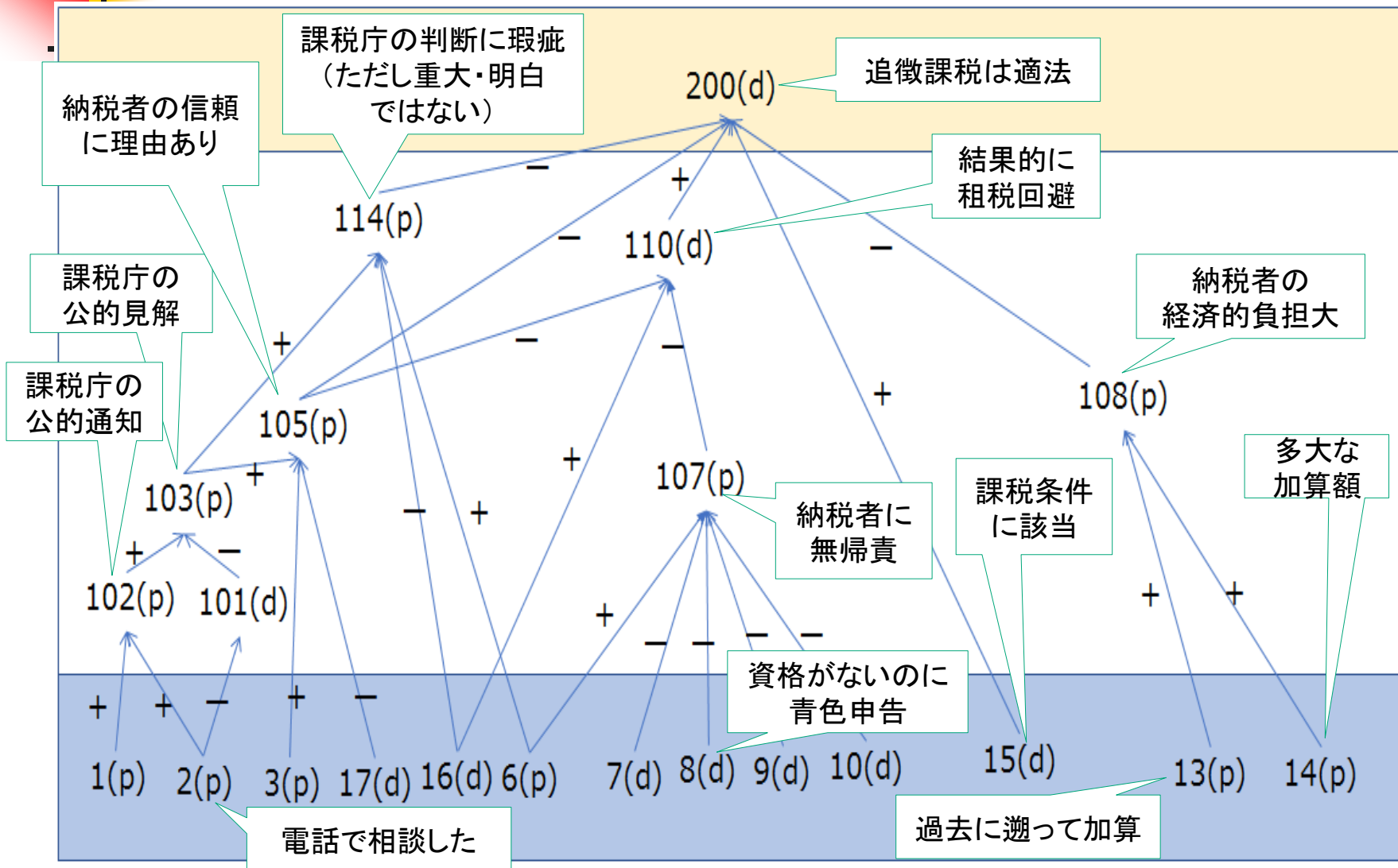
4. 判例群の解析



課税問題を例とした判例解析

- 8事件21判例
 - (1)東京都固定資産税事件
 - (2)山形市電気ガス税事件
 - (3)スコッチライト(信号用品)事件
 - (4)パチンコ遊球器事件
 - (5)ストックオプションに係るコンパック事件
 - (6)青色申告事件
 - (7)税務相談事件
 - (8)市販の出版物事件

課税問題のファクタ階層



判例21件におけるトポス判断

判例	勝訴者	t77>t39	t77<t39	t63<t39	t47<t39	t57>t63
1.1	納				○	
1.2	国	○				
2.1	納			○		○
2.2	国	○				
2.3	国	○				
3.1	国					
3.2	国					
4.1	国	○				
4.2	国	○				
4.3	国	○				
5.1	納					○
5.2	国	○				
5.3	納		○			
6.1	納		○			
6.2	納		○			
6.3	国	○				
6.4	国	○				
7.1	国	○				
8.1	国	○				
8.2	納		○			
8.3	国	○				

t77<t39

(合法性< 信賴保護)

t63<t39

(法的安定性< 信賴保護)

t47<t39

(明確性< 信賴保護)

t57>t63

(合理性> 法的安定性)



5. 全体のまとめ



まとめ

- 個々の判例

- 要点の視覚化(原告、被告、裁判官)
- 上級審で結論が逆転する理由の明確化
 - ➔ 法学教育の効率化
 - 判決文作成の支援？

- 判例群

- 判例傾向の把握
 - ➔ 法学教育の効率化、判決予測の可能性